

PSQ 認証制度基本規程
(PSQS-01)
付属資料 A. PSQ 評価基準

一般社団法人
ソフトウェア協会

PSQ 認証室

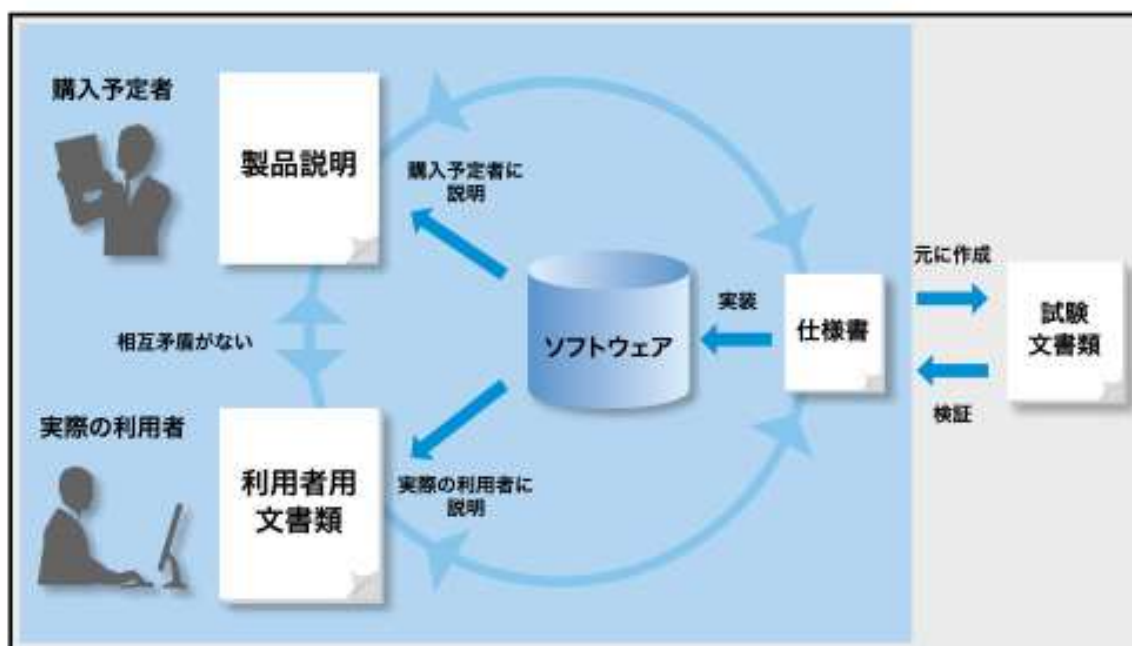
(制改訂履歴)

版	制改訂年月日	内容
初版	2013年6月12日	新規制訂、施行
2版	2015年6月24日	ISO/IEC 25051 : 2014 の改訂に伴う評価基準の全面見直し

【目次】

1. 評価対象となる文書とソフトウェアの相関関係	1
2. 評価対象となる文書と規格要求事項（ISO/IEC 25051.JIS X 25051）の関係	1
3. 評価基準一覧.....	2
3.1 製品説明に対する評価基準	2
3.2 利用者用文書類に対する評価基準.....	6
3.3 ソフトウェアに対する評価基準	10
3.4 試験文書類に対する評価基準.....	15

1. 評価対象となる文書とソフトウェアの相関関係



2. 評価対象となる文書と規格要求事項（ISO/IEC 25051.JIS X 25051）の関係

評価対象となる文書	規格要求事項（ISO/IEC 25051/JIS X 25051）	
製品説明	5.1 項	5.3 項
利用者用文書類	5.2 項	5.3 項
試験文書類	6 項	5.3 項

3. 評価基準一覧

3.1 製品説明に対する評価基準

製品説明の取り扱いと記載事項に関する評価基準		
文書の可用性	1.1.1.1	製品説明は、製品の潜在取得者及び潜在利用者が使用可能であること。
文書の内容	1.1.2.1	製品説明は、潜在取得者が自分たちのニーズにソフトウェアが適合していることを評価するために必要な情報を含んでいること。
	1.1.2.2	製品説明は、内容に矛盾がないこと。
	1.1.2.3	製品説明に記述された内容が、事実であることを確認できること。
文書の識別及び表示	1.1.3.1	製品説明は、一意の識別子を表示すること。
	1.1.3.2	既製ソフトウェア製品は製品識別子で指定できること。
	1.1.3.3	製品説明には、開発元や販売元の社名及び住所が記載されていること。
	1.1.3.4	製品説明は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。
	1.1.3.5	製品説明に既製ソフトウェア製品が法律や規格に適合していることを記載する場合は、適合する法律や規格を明確にすること。
	1.1.3.6	製品説明には、既製ソフトウェア製品の運用操作に対するサポート提供の有無を記載すること。
	1.1.3.7	製品説明には、保守サービスの提供の有無が記載されていること。保守サービスが提供される場合、その内容について記載されていること。
マッピング	1.1.4.1	製品説明に記載されている全ての機能は、その製品の特性に応じたソフトウェア品質特性との対応付けがなされていること。

製品説明に記載している内容に関する評価基準		
製品品質に関する基準		
機能適合性	1.1.5.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「機能適合性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.5.2	製品説明は、エンドユーザが呼び出すことができる製品機能の概要が提供されていること。
	1.1.5.3	製品説明は、安全性、もしくはビジネスリスクに影響のある機能がある場合、それが記載されていること。
	1.1.5.4	製品説明は、利用者に影響を与える制限事項がある場合、それが明記されていること。
	1.1.5.5	ソフトウェアを構成する要素が選択可能な場合、その選択結果及びその版が明記されていること。
	1.1.5.6	ソフトウェアに対する許可のないアクセス（故意・過失、意図的・非意図的を問わない）を防止する機能を備えている場合、製品説明にそれが記載されていること。
性能効率性	1.1.6.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「性能効率性」について、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.6.2	製品説明は、「性能効率性」に該当する事項がある場合、全ての既知の条件が記載されていること。
	1.1.6.3	製品説明は、必要なシステムの容量が記載されていること。
互換性	1.1.7.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「互換性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.7.2	製品説明は、既製ソフトウェア製品が何らかのソフトウェア及び（、又は）ハードウェアに依存している場合、その情報が記載されていること。
	1.1.7.3	製品説明は、利用者が呼び出せる他のソフトウェアのインターフェースがある場合、そのソフトウェアとインターフェースが記載されていること。

使用性	1.1.8.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「使用性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.8.2	製品説明は、ユーザインタフェースの種別が記載されていること。
	1.1.8.3	製品説明は、使用および運用操作に必要な知識が明記されていること。
	1.1.8.4	製品説明は、利用者が間違った運用操作をしないようにする機能を記述しなければならない。
	1.1.8.5	製品説明は、著作権の保護が施されており、それが使用性を損ねる可能性がある場合は、著作権保護に関する事項が記載されていること。
	1.1.8.6	製品説明は、障害のある利用者及び言語の違う利用者に対しては特に、アクセシビリティに関する条件が記載されていること。
信頼性	1.1.9.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「信頼性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.9.2	製品説明は、エラー発生時の運用・操作の継続性が記載されていること。
	1.1.9.3	製品説明は、データの退避手順、復元手順が記載されていること。
セキュリティ	1.1.10.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「セキュリティ」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
保守性	1.1.11.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「保守性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.11.2	製品説明は、運用時・利用時の保守に関する情報が記載されていること。
	1.1.11.3	利用者が設定の変更やカスタマイズができる場合、ツール又は手順及び使用条件について記載されていること。
移植性	1.1.12.1	製品説明は、ソフトウェア品質特性のうち「移植性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1.1.12.2	製品説明は、ソフトウェアを稼働させるための構成や、使用可能な構成が明記されていること。
	1.1.12.3	製品説明は、インストール手順に関する情報が提供されていること。

利用時の品質に関する基準		
有効性	1. 1. 13. 1	製品説明は、利用時の品質特性のうち「有効性」に該当する事項がある場合、記載されていること。
	1. 1. 13. 2	製品説明は、利用者が特定の目標を達成するために必要なものがある場合は、記載されていること。
効率性	1. 1. 14. 1	製品説明は、利用時の品質特性のうち「効率性」に該当する事項がある場合、記載されていること。
	1. 1. 14. 2	製品説明には、既製ソフトウェア製品が複数人で同時利用できるか、一人での利用を想定しているか記述すること。
	1. 1. 14. 3	製品説明には、複数人同時に利用可能な場合は、最大何人で同時に使用できるか記載されていること。
	1. 1. 14. 4	製品説明は、利用者が特定の目標を達成するために必要なハードウェア等のリソースの情報が記載されていること。
満足性	1. 1. 15. 1	製品説明は、利用時の品質特性のうち「満足性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1. 1. 15. 2	製品説明は、製品使用時の満足性を保証するために、問題を解決するための問い合わせ先に関する記載があること。
リスク回避性	1. 1. 16. 1	製品説明は、利用時の品質特性のうち「リスク回避性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1. 1. 16. 2	製品説明は、ソフトウェアの使用又は特別の教育訓練の不足に起因する既知のリスクがある場合は、それが記載されていること。
利用状況網羅性	1. 1. 17. 1	製品説明は、利用時の品質特性のうち「利用状況網羅性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。
	1. 1. 17. 2	製品説明は、保証はしないが使える可能性がある環境などに関する記述がある場合は、その使える範囲などが明確に記載されていること。

3.2 利用者用文書類に対する評価基準

利用者用文書類の取扱いと記載事項に関する評価基準		
可用性	1.2.1.1	利用者用文書類は、製品の利用者が使用可能であること。
記載内容	1.2.2.1	利用者用文書類に記載された機能を利用者が実行できるように、具体的な操作方法が記載されていること。
識別情報および表示方式	1.2.3.1	利用者用文書類は、一意の識別子を表示すること。
	1.2.3.2	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品を製品識別子で指定できること。
	1.2.3.3	利用者用文書類は、開発者等の供給者の社名及び住所が記載されていること。
	1.2.3.4	利用者用文書類は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。

利用者用文書類に記載している内容に関する評価基準		
完全性	1.2.4.1	利用者用文書類は、ソフトウェアを使用するために必要な情報を記述していること。
	1.2.4.2	利用者用文書類は、製品説明に記述された全機能及びエンドユーザが呼び出せる全機能を記述していること。
	1.2.4.3	利用者用文書類は、業務の故障又は停止を引き起こす処理対象のエラー及び欠陥の一覧を記述していること。特に、業務を終了するときデータが消失する条件を記述すること。
	1.2.4.4	利用者用文書類は、必要なデータのバックアップ及び復元の手引を記述していること。
	1.2.4.5	利用者用文書類は、その故障が重大な結果を発生させる機能について、操作方法はじめすべての必要な情報について記載してあること。
	1.2.4.6	利用者用文書類は、インストールに最低限必要なディスクの空き容量を記載してあること。
	1.2.4.7	利用者用文書類は、ソフトウェアの管理機能についても、利用者が実行できるように、注意事項なども含めて必要な操作方法などが記載してあること。
	1.2.4.8	利用者用文書類が複数の分冊に分かれて提供される場合、利用者用文書類のすべての分冊の構成と、それぞれの文書の関係や用途について、いずれかの文書に記載してあること。
正確性	1.2.5.1	利用者用文書類の全情報は、主な対象としている利用者にとって適切なものであること。
	1.2.5.2	利用者用文書類は、情報に曖昧さがないこと。
一貫性	1.2.6.1	利用者用文書類の文書は、それ自体の内容、利用者用文書類間、製品説明間で矛盾がないこと。
理解性	1.2.7.1	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品が主な対象としているエンドユーザ集団が理解できること。専門分野の人たちが対象となる場合、理解できる専門用語及び様式を使用すること。
	1.2.7.2	利用者用文書類を構成するそれぞれの文書の一覧を作成したうえで、それを使う場面、使い方、目的を利用者に分かりやすいように説明していること。

製品品質に関する評価基準		
機能適合性	1.2.8.1	利用者用文書類は、製品説明に記載されている全ての制限事項が記載されていること。
互換性	1.2.9.1	利用者用文書類は、ソフトウェアを使用するために必要な互換性に関する情報が、記載されていること。
	1.2.9.2	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品が特別なソフトウェアやハードウェアとの依存関係がある場合は、その情報が記載されていること。
	1.2.9.3	利用者用文書類は、利用者が呼び出すことができる他のソフトウェアがある場合、そのソフトウェア及びインタフェースが明示されていること。
使用性/習得性	1.2.10.1	利用者用文書類は、ソフトウェアの使用方法を学ぶために必要な情報を提供していること。
使用性/運用操作性	1.2.11.1	利用者用文書類が印刷物でない場合、文書が印刷可能かどうかを示していること。
	1.2.11.2	利用者用文書類が印刷可能な場合には、印刷物を手に入れる方法を示していること。
	1.2.11.3	カード形式や早見表クイックリファレンスなどの形態になっていない利用者用文書類の場合、利用者用文書類は、目次や索引、項目一覧などを付記してあること。
	1.2.11.4	利用者用文書類は、文書の中で使われているいくつかの用語を理解するのに必要な用語及び略語を明確にして、定義していること。
信頼性	1.2.12.1	利用者用文書類は、信頼性の特性とその運用操作方法が記述されていること。
セキュリティ	1.2.13.1	利用者用文書類は、利用者が管理するそれぞれのデータに対して、ソフトウェアが管理するセキュリティレベルを明確にするのに必要な情報を、記述していること。
保守性	1.2.14.1	利用者用文書類は、保守サービスの提供の有無を記述していること。
	1.2.14.2	利用者用文書類は、保守サービスが提供される場合は、ソフトウェアのリリース計画に従って、その保守サービスについて記述していること。

利用時の品質に関する基準		
有効性	1. 2. 15. 1	利用者用文書類は、製品説明に記載されてあるとおりに利用時の有効性を、利用者が達成できるように説明していること。
効率性	1. 2. 16. 1	利用者用文書類は、製品説明に記載してあるとおりに利用時の効率性を、利用者が達成できるように説明していること。
満足性	1. 2. 17. 1	利用者用文書類は、製品説明に記載してあるとおりに利用時の満足性を、利用者が達成できるように説明していること。
	1. 2. 17. 2	利用者用文書類は、製品使用に関する問合せ受け付けるための供給者の具体的な問合せ先を記載していること。
リスク回避性	1. 2. 18. 1	利用者用文書類は、製品説明に記載してあるとおりに利用時のリスク回避性を、利用者が達成できるように説明していること。
利用状況網羅性	1. 2. 19. 1	利用者用文書類は、製品説明に記載してあるとおりに利用時の利用状況網羅性を、利用者が達成できるように説明していること。

3.3 ソフトウェアに対する評価基準

製品品質の評価基準		
機能適合性	1.3.1.1	インストールに引き続いて、ソフトウェアが機能を実行できるか否かを認識できること。
	1.3.1.2	利用者用文書類に記述されている全機能は、対応する設備、特徴及びデータを使って、かつ、与えられた制限の下で、利用者用文書類の全ての記述に従って、実行可能であること。
	1.3.1.3	ソフトウェアは、製品説明で参照している要求文書に記述されている全要求事項に適合していること。
	1.3.1.4	ソフトウェアは、ソフトウェア自体で矛盾がないこと。
	1.3.1.5	ソフトウェアは、製品説明及び利用者用文書類と矛盾がないこと。
	1.3.1.6	エンドユーザが利用者用文書類に従って行うソフトウェア運用操作の制御と、ソフトウェアの振る舞いとは、一致していること。
性能効率性	1.3.2.1	ソフトウェアは、製品説明に記述された性能効率性に適合していること。
互換性	1.3.3.1	利用者がインストールを実行できる場合、ソフトウェアは、インストールされる構成要素の互換性を制御するための手段を提供すること。
	1.3.3.2	ソフトウェアは、互換性の視点で、利用者用文書類と製品説明に記述されている内容通りに機能すること。
	1.3.3.3	ソフトウェアが定義されたように互換性を実行するのに、パラメータ又は前提条件となる環境が必要な場合、そのことが利用者文書類に明確に記述されていること。
	1.3.3.4	互換性、機能、データ又はフローの種別は、利用者用文書類に明確に記述されていること。
	1.3.3.5	ソフトウェアは、ソフトウェアのどの構成要素が互換性を担うかについて明確にされていること。
	1.3.3.6	利用者がインストールを実行できる場合でかつソフトウェアがインストール済みの構成要素との共存に制限がある場合は、そのことがインストールを始める前に提示されること。

使用性	1.3.4.1	ソフトウェア製品は、利用者が製品説明の確認後、又は最初の操作の後、その製品又はシステムが利用者のニーズに対して適切であるかどうかを認識できること。
	1.3.4.2	ソフトウェアの実行によって生じたメッセージ（質問、指示など）及び結果は、理解可能であること。
	1.3.4.3	ソフトウェアが表示するそれぞれのエラーメッセージは、エラーの修正方法又はエラーの報告先を示すこと。
	1.3.4.4	ソフトウェアが表示するメッセージは、そのメッセージの種別をエンドユーザが容易に理解できるように設計されていること。
	1.3.4.5	入力画面の様式、報告書及びその他の出力は、利用者にとって明確で理解しやすいこと。
	1.3.4.6	重大な結果を引き起こす機能の実行は、取り消すことができること。
	1.3.4.7	重大な結果を引き起こす可能性のあるコマンド実行前に、ソフトウェアは、結果について明確な警告を発して、再確認の要求をすること。
	1.3.4.8	エンドユーザは、ユーザインタフェース、ヘルプ機能又は利用者用文書類によって提供される方法で、機能の使い方を学ぶことができること。
	1.3.4.9	エンドユーザが実行しようとする機能に対する応答時間が一般的な予期される許容限界を超える場合、エンドユーザにその旨を通知すること。
	1.3.4.10	ソフトウェアの構成要素（データ媒体、ファイルなど）は、製品識別を付けること。
	1.3.4.11	ソフトウェアの構成要素が二つ以上ある場合は、識別番号又は識別文を付けること。
	1.3.4.12	ユーザインタフェースは、利用者にとって心地よく満足できるものであること。

信頼性	1.3.5.1	ソフトウェアは、利用者用文書類に定義された信頼性の副特性の内容に従って機能すること。
	1.3.5.2	エラー処理に関する機能は、製品説明及び利用者用文書類の対応する記述と一致していること。
	1.3.5.3	ソフトウェアは、利用者用文書類に記述してある制限下で使用した場合、データを喪失しないこと。
	1.3.5.4	ソフトウェアは、入力の構文違反を検知すること。
	1.3.5.5	ソフトウェアは、検知した構文違反の入力を許容された入力として処理しないこと。
	1.3.5.6	ソフトウェアは、致命的なエラーから回復できること。
	1.3.5.7	ソフトウェアは、致命的なエラーからの回復に関する内部処理に関して、利用者が意識する必要が無いこと。
セキュリティ	1.3.6.1	ソフトウェアは、利用者用文書類に記述されているセキュリティの副特性の内容に従って機能すること。
	1.3.6.2	ソフトウェアは、プログラム及びデータに対する許可されていないアクセス（偶然のものも、意図的なものも）を防止する特質を備えること。
	1.3.6.3	ソフトウェアは、構造的なデータベース又はファイルのインテグリティに対する侵害を検知できること。
	1.3.6.4	ソフトウェアは、構造的なデータベースやファイルのインテグリティに対する侵害検知のような事象の履歴を保存する手段と、それらを許可された利用者に通知する手段を提供すること。
	1.3.6.5	ソフトウェアは、セキュリティの特性に関連したアクセス権限の管理ができること。
	1.3.6.6	ソフトウェアは、データの機密性を確保し、許可された利用者アクセスを制限する手段を提供できること。

保守性	1.3.7.1	ソフトウェアは、利用者用書類に記述されている保守性の副特性に従って機能すること。
	1.3.7.2	ソフトウェアは、基本的な構成要素について、出荷番号並びに、関連する品質特性、パラメータ及びデータモデルを識別できること。
	1.3.7.3	ソフトウェアは、インストールされた版に含まれ、かつ、ソフトウェアの特性に影響を与えるそれぞれの基本的な構成要素の出荷番号を常に識別できること。
移植性	1.3.8.1	利用者がインストールを実行できる場合、ソフトウェアは、インストール文書の情報に従って正常にインストールできること。
	1.3.8.2	製品説明に一覧表記されている全ての使用可能なプラットフォーム及びシステムに対して、ソフトウェアが正常にインストールされ、かつ、正しく運用操作できることが検証可能であること。
	1.3.8.3	ソフトウェアは、利用者に対してそのソフトウェアのインストール済みの全構成要素のアンインストールを行う手段を提供すること。

利用時の品質		
有効性	1.3.9.1	ソフトウェアは、製品説明に記述があり、かつ、それが利用者用文書類によって支援されている利用時の有効性の特質を満足するように動作すること。
	1.3.9.2	ソフトウェアは、期待された適合目標への影響を評価する手段を提供すること。
効率性	1.3.10.1	ソフトウェアは、製品説明に記述があり、かつ、それが利用者用文書類によって支援されている利用時の効率性の特質を満足するように動作すること。
	1.3.10.2	ソフトウェアは、目標が達成されなければならない場合に、利用時のソフトウェアの効率性を評価する手段を提供すること。
満足性	1.3.11.1	ソフトウェアは、製品説明に記述があり、かつ、それが利用者用文書類によって支援されている利用時の満足性の特質を満足するように動作すること。
	1.3.11.2	ソフトウェアは、保守契約がある場合、供給者のサポートに直接連絡できる方法を提供すること。
リスク回避性	1.3.12.1	ソフトウェアは、製品説明に記述があり、かつ、それが利用者用文書類によって支援されている利用時のリスク回避性を満足するように動作すること。
	1.3.12.2	ソフトウェアは、リスクとして分類された全ての機能について、特定の妥当性確認プロセス及び権限管理を提供すること。
	1.3.12.3	リスクについて分類された全ての機能は、監査証跡を提供すること。
利用状況網羅性	1.3.13.1	ソフトウェアは、製品説明に記述があり、かつ、それが利用者用文書類によって支援されている利用時の利用状況網羅性を満足するように動作すること。
	1.3.13.2	ソフトウェアは、機能網羅性を制限するパラメータを使用する場合、利用者に対して利用時の最新の網羅性を提示できること。

3.4 試験文書類に対する評価基準

試験文書類全体に適用される評価基準		
文書の一貫性	2.1.1.1	試験文書類の記載内容に偽りや誤りがなく、正確性が確保されていること。
	2.1.1.2	試験文書類のそれぞれの記載内容、関連する製品説明や利用者用文書類、仕様書との間で矛盾が無いこと。
文書の内容に関する要求事項	2.1.2.1	試験文書類として、次の4点が作成されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・試験計画書 ・試験説明 ・試験結果 ・試験文書類を構成する全ての文書の一覧
	2.1.2.2	試験文書類にはそれぞれ下記項目が明記されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・文書名 ・識別子 ・版履歴 ・目次又は内容の説明 ・試験文書類内で参照している文書の識別子 ・文書の作成者、作業実施者 ・(任意項目)用語集

進め方 (試験の取り組み)	2.1.3.1	製品説明やソフトウェアに対する品質要求事項で挙げた品質要求事項が、少なくともひとつのテストケースの対象や目的として設定されていること。
	2.1.3.2	ソフトウェアが達成すべき業務を代表する機能の組合せだけでなく、利用者用文書類に記述されている全ての機能がテストケースの対象や目的とされていること。
	2.1.3.3	テストケースは、ソフトウェアが利用者用文書類の記述に適合している事を実証できるものになっていること。
	2.1.3.4	製品説明に要求文書が記述されている場合は、それがテストケースの対象に含まれていること。
	2.1.3.5	テストケースの設計に際して機能分割を行った場合、その水準が明記されていること。
	2.1.3.6	テストケースの設計方法が明示されていること。
	2.1.3.7	運用する為にインストール作業が必要な場合、インストール手順が全てテストケースの対象に含まれていること。
	2.1.3.8	製品説明や利用者用文書類に運用操作上の制限事項が記載されている場合は、それが全てテストケースの対象に含まれていること。
	2.1.3.9	明らかな入力構文違反については、それがテストケースの対象に含まれていること。
	2.1.3.10	利用者用文書類に例示されている内容は、それがテストケースの内容として含まれていること。
	2.1.3.11	ソフトウェアに対する品質要求事項で挙げた品質要求事項のいずれかが何らかの理由により適用できない場合は、その理由が明示されていること。
	2.1.3.12	製品説明と利用者用文書類に記述されている動作環境要件に対し、全構成を試験するよう計画されていること。

試験計画書に関する評価基準		
合否判定基準	2.2.1.1	試験計画書は、合否判定基準として、試験結果が製品説明および利用者用文書類への適合を判定できる客観的な基準が明記されていること。
ソフトウェア試験環境	2.2.2.1	試験計画書は、ソフトウェアを実行し試験する環境を明記していること。
目的等の必要事項	2.2.3.1	試験計画書には、試験活動に必要な事項を記載していること。

試験説明に関する評価基準		
テストケース説明	2.3.1.1	<p>試験説明は、それぞれ下記のテストケースが記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一意の識別子 テストケースの目的 試験に対する入力データおよび試験の境界 試験実行のための詳細な実行手順 期待結果となる出力 結果を解釈するための基準、結果が良いか悪いかを判断するための基準 (任意項目) 必要に応じ、試験計画書に対する追加情報
試験手順	2.3.2.1	<p>試験手順は、下記が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験の事前準備 試験の開始と実行手順 試験結果の取得と記録の手順 試験を中止、また再開するときの基準と手続き
	2.3.2.2	<p>試験手順は、試験の反復性及び再現性の為に十分詳細であること。</p>
	2.3.2.3	<p>不具合の修正に続いて、関係する機能及び関連する機能を再試験する手順が明確であること。</p>

試験結果に関する評価基準		
試験実施報告書	2.4.1.1	<p>試験実施報告書は、実施したテストケースの結果の全体概要が含まれていること。</p>
	2.4.1.2	<p>試験実施報告書は、すべてのテストケースが試験計画書に従って実行されたことが記述してあること。</p>
	2.4.1.3	<p>試験実施報告書は、個々のテストケースに対し、下記が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> テストケースの識別子 試験実施日 試験実施者 テストケースの実行結果 発見された不具合の一覧と、対応する不具合報告書への参照項目

不具合報告書	2.4.2.1	不具合報告書は、発見された不具合の全体概要と、必要に応じて修正内容、再試験の結果が含まれていること。
	2.4.2.2	不具合報告書は、個々の不具合の説明に対し、下記が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不具合の識別子 ・ ソフトウェアの識別子 ・ 不具合の記述 ・ 不具合が発生したテストケースの箇所 ・ 不具合の再現性 ・ 不具合の相対的評価 ・ (任意)優先度 ・ 不具合の性質 ・ 不具合の修正内容
	2.4.2.3	不具合報告書の修正内容の記述は、発見された全ての不具合が修正されたことを明らかに記述してあること。又は修正されなかった場合は、その理由と妥当性を明確に記述してあること。
	2.4.2.4	不具合報告書の修正内容の記述は、それぞれの修正について、下記が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正の識別子 ・ 修正日 ・ 修正者 ・ 修正による改良に識別子 ・ 修正により予想される影響 ・ 修正者によるコメント
	2.4.2.5	不具合報告書の修正による再試験の結果は、修正した全機能が利用者用文書類に記述した通りの動きをすることを確認したことを記述してあること。
	2.4.2.6	不具合報告書の、不具合に対する再試験の記述は、試験結果に下記が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の識別子 ・ 検証日 ・ 検証者 ・ 検証に使用されたテストケース ・ 検証結果

試験結果の総合評価	2.4.3.1	試験実施報告書と不具合報告書の総合評価は、試験結果が試験説明の記述内容による結果の判定と、試験計画書の合格判定基準の範囲で、全て適合と判定したことを記述してあること。
-----------	---------	---

附則（平成 25 年 6 月 12 日）

1.（施行月日）本付属書 B は、「制度基本規程」の付属書であり、「制度基本規程」と同様に、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。